

地方独立行政法人大阪市博物館機構
科学研究費助成事業－科研費－の研究実施規程

平成 31 年 4 月 1 日
大阪市博物館機構規程第 74 号

(目的)

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人大阪市博物館機構（以下「法人」という。）の研究者が行う研究のうち、科研費を受けて行う研究について、その取扱いの方針を定め、もって科研費による研究成果をあげるとともに研究成果の普及をはかることを目的とする。

(組織の責任体制)

第 2 条 組織全体を統括し、科研費の運営・管理について最終責任を負う者（最高管理責任者）を理事長と定める。

2 最高管理責任者を補佐し、科研費の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者（統括管理責任者）を事務局長と定める。

3 科研費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者（コンプライアンス推進責任者）を各館長及び事務局長と定める。

4 研究倫理教育責任者を各館長及び事務局長と定める。

(組織、研究を行う職)

第 3 条 研究活動を行うことを職務に含む者として所属し、研究活動に実際に従事するのは下のとおりである。

- 大阪市立美術館（学芸員、学芸員補）
- 大阪市立自然史博物館（学芸員、学芸員補）
- 大阪市立東洋陶磁美術館（学芸員、学芸員補）
- 大阪市立科学館（学芸員、学芸員補）
- 大阪歴史博物館（学芸員、学芸員補）
- 事務局経営企画課（学芸員、学芸員補）

(研究計画の策定)

第 4 条 研究者は、科研費による研究については、他の業務に支障を及ぼさない範囲内において自発的に研究計画を立案し、実施するものとする。

2 当該研究計画を立案し実施しようとする研究者は、あらかじめ、文部科学省又は独立行政法人日本学術振興会が定める様式に従った研究計画調書を作成し、当該調書の写しを理事長に提出するものとする。

(研究の実施)

第 5 条 研究者は、科研費による研究を行う場合は、法人の活動として実施するものとする。

(研究成果の取扱い)

第 6 条 研究者は、科研費により行った前条の研究については、他の規程に係わらず、当該研究の研究成果について自らの判断で公表することができるものとする。また、公表に当たっては、職務として自発的に学会等に参加できるものとする。

(研究報告の義務)

第 7 条 科研費による研究を行う研究者は、科研費に係る規程及び交付の際に附される諸

条件に従い報告書を作成し、当該報告書等の写しを理事長に提出するものとする。

(管理等の事務)

第8条 科研費の研究計画調書の取りまとめは事務局、補助金の経理管理等の事務は研究者が所属する事務部門が所掌する。

(法令等の遵守)

第9条 法人に所属する研究者は、科研費による研究の遂行に当たり、関係法令等並びに文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会が定める各種の科研費に関するルールを遵守するものとする。

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和2年12月3日から施行する。